

第2回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和2年2月28日（金）

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 嘉麻市立小中学校における臨時休業について

①臨時休業期間

令和2年3月3日（火）～令和2年4月5日（日）

※市内に感染者が発生した場合は、この限りではない。

※なお、小学1年、2年、3年生のうち保護者が希望する児童については、
学校で預かる。（校長会議後、保護者へ通知）

②卒業式について

規模を縮小して予定通り実施する。

ただし、参加者は、卒業生、保護者2名以内、教職員とし、時間は30分程度
で終了するようにする。

③その他

修了式は、実施しない。

部活動は、中止する。

令和2年度入学式及び始業式は、現時点では実施予定。

2. 嘉麻市立学童保育所の対応について

①対象児童

現在、登録している児童。

②臨時開所期間

3月3日（火）～3月24日（火）

平日 14時00分～18時00分

土曜日 8時00分～18時00分

③春休み期間

3月25日（水）～4月4日（土）（日曜日は除く）

8時00分～18時00分

3. 嘉麻市立児童館の対応について

3月3日（火）から3月31日（火）まで臨時休館とする。

4. 嘉麻市立保育所の卒所式について

家族の参加など制限を設けて、規模を縮小し予定通り実施する。

5. その他公共施設の取り扱いについて

現段階では、公共施設の閉館は実施しないが、3月31日（火）まで、密閉空間での感染リスクが高い会議室や貸館の利用は、原則中止とする。

6. 新庁舎落成式について

縮小の方向で検討する。

7. 職員の対応について

①新型コロナウイルス感染症まん延予防の観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、発熱により自宅療養等が必要と認められる期間を職務専念義務免除とする。（令和2年3月31日までの間に限る。）

②今回の臨時休校の影響で、子どもを持つ職員が休みを取りやすい体制づくりに配慮するとともに、組織全体で業務遂行に支障のないよう検討し、感染拡大防止に尽力していく。